

令和5年度第3回 本庄市交通政策協議会 次第

日 時：令和5年10月2日（月）

午後1時30分～

場 所：本庄市役所（6階）大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報告事項

（1）群馬県明和町「チョイソコめいわ」視察報告

4. 議 事

（1）デマンドバス及びシャトルバスの仕様書（案）について

資料1

5. その他

6. 閉 会

本庄市交通政策協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	選出区分 (本庄市交通政策協議会設置要綱第3条第2項)	備考
会長	ヤマカベ マサル 山下 勝	第1号委員 (本庄市長又はその指名する者)	本庄市副市長
委員	タヌマ ケンイチ 田沼 健一	第2号委員 (一般乗合旅客自動車運送事業者)	朝日自動車株式会社 運輸部長
委員	イシクラ ミキオ 石倉 実希雄		十王自動車株式会社 代表取締役 専務
委員	セキネ ハジメ 関 根 肇	第2号委員 (一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体)	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事
委員	ヤマダ ミツジ 山田 三二	第3号委員 (一般貸切旅客自動車運送事業者)	本庄観光株式会社 相談役
委員	アサミ ロクロウ 浅見 禄郎		協同貨物自動車株式会社 代表取締役
委員	ジングウ ツグヨ 神宮 つぐよ	第4号委員 (一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体)	本庄地区タクシー協議会 会長
委員	タカハラ アキラ 高 原 昭		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事
委員	イツカ ミツヒロ 飯塚 光弘	第5号委員 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者)	朝日自動車労働組合 執行委員長
委員	マチダ ジュンイチ 町田 純一	第6号委員 (住民又は利用者の代表)	西今井自治会長
委員	ヤナギタ マコト 柳 田 信		本庄市老人クラブ連合会 副会長
監査委員	タナカ カズナリ 田中 一成		本庄商工会議所 専務理事
委員	エハラ テイジ 江 原 貞 治		児玉商工会 会長
委員	タネムラ トモフミ 種 村 朋 文		本庄市身体障害者福祉会 会長
委員	ササハラ ヒサオ 笹原 久雄	第7号委員 (本庄警察署長又はその指名する者)	本庄警察署交通課 課長
委員	カネコ ナオ 金 子 昇	第8号委員 (児玉警察署長又はその指名する者)	児玉警察署交通課 課長
委員	フルカワ ユウヤ 古川 雄 哉	第9号委員 (国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者)	埼玉県企画財政部交通政策課 主査
委員	ナカヤマ トシオ 中山 俊 夫	第10号委員 (関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者)	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	オオセキ ヒロユキ 大 関 弘 之	第11号委員 (国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者)	国土交通省関東地方整備局建設部 都市調整官
委員	ナカス ケイタ 中 洲 啓 太	第12号委員 (道路管理者 (国道))	国土交通省大宮国道事務所 所長
委員	オカモト フミヤス 岡 本 史 靖	第12号委員 (道路管理者 (県道))	埼玉県本庄県土整備事務所 道路部長
顧問	アサノ ミツユキ 浅野 光 行	第13号委員 (学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者)	早稲田大学 名誉教授
監査委員	ハヤシ トミシ 林 富 司		本庄市議会 議員

「本庄市A I デマンドバスシステム導入支援業務」の概要

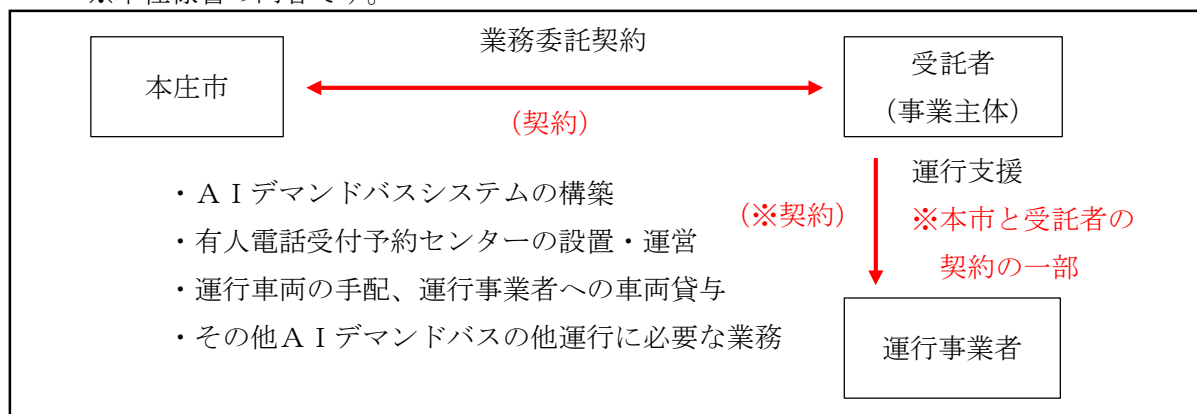
1 「本庄市A I デマンドバスシステム導入支援業務」の目的

「本庄市地域公共交通計画」に基づき、令和7年度にデマンドバスを見直すに当たり、令和6年度に「デマンドバスの予約システムの改善」を図るため、A I デマンドバスシステムの導入をするものです。

令和6年度のA I デマンドバスシステムの導入については、令和7年度以降のデマンドバスの運行を前提とすることから、令和7年度以降のデマンドバスの運行での変更点についても対応できるようにするものです。

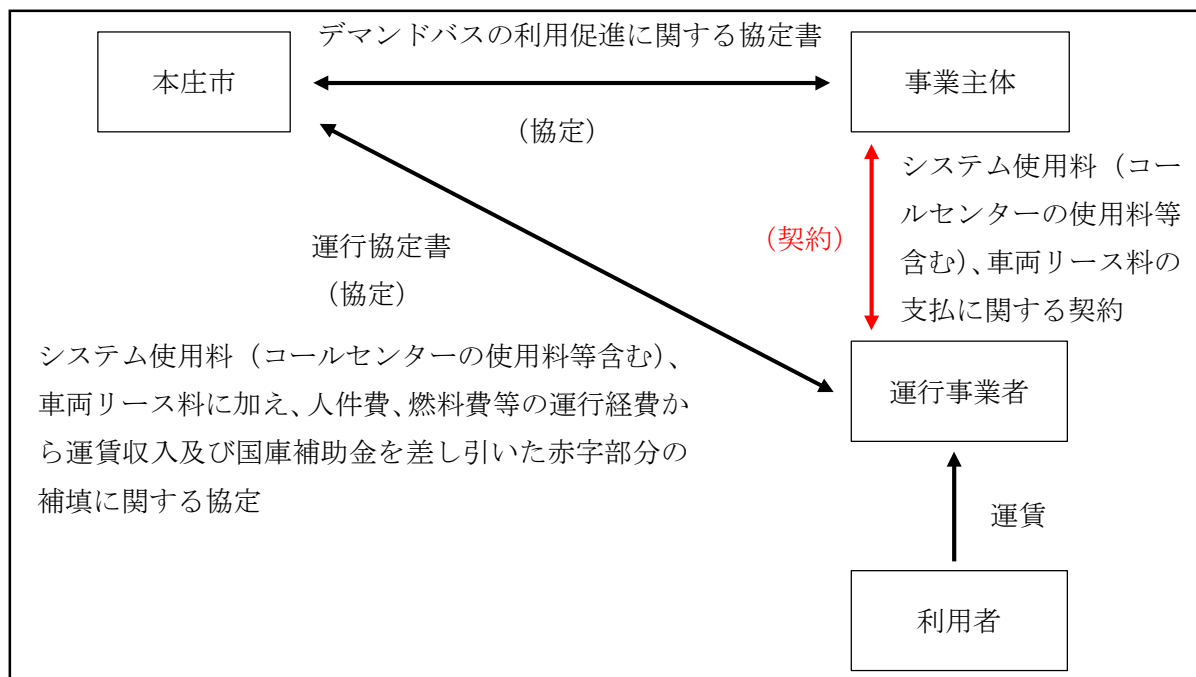
2 「本庄市A I デマンドバスシステム導入支援業務」の相関図（令和6年度のみ業務）

※本仕様書の内容です。



3 令和7年度以降の業務の相関図

※受託者の決定後、市は令和7年度以降のデマンドバスの運行について、事業主体及び運行事業者と協定を締結することを予定しています。



4 令和7年度以降のデマンドバスの運行（案）について（現行のデマンドバスからの変更点）

①運行日	変更前	月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び12月29日から1月3日までは除く）
	変更後	毎日
②運行区域	変更前	①「本庄北地域」②「本庄南地域」 ③「児玉市街地」④「児玉山間地域」
	変更後	①「本庄地域」（本庄北・本庄南地域を含む） ②「児玉地域」（児玉市街地・児玉山間地域を含む）
③運行時間	変更前	午前8時から午後5時まで
	変更後	午前8時から午後6時まで
④予約時間	変更前	午前8時から午後5時まで
	変更後	午前8時から午後6時まで
⑤予約方法	変更前	電話予約
	変更後	電話予約、アプリ、Web、LINE
⑥利用者登録制 ※「5 利用者登録制の導入について」参照	変更前	なし
	変更後	利用者登録制（ただし、観光など一時利用者を対象とした簡易な登録を含む）
⑦支払方法	変更前	現金、回数乗車券
	変更後	現金、回数乗車券、交通系ICカード等のキャッシュレス決済

5 利用者登録制の導入について（利用者登録制のメリット・デメリット）

	利用者登録制 なし（現行）	利用者登録制 あり
①登録手続の煩雑性	○ 登録手続がないため、容易に利用ができる。また、観光など一時利用も可。	△ 観光など一時利用の際は煩雑となる。ただし、2回目以降は登録手続不要で予約可。
②利用状況の分析	△ 別途、アンケート調査等で利用者の属性を把握する必要あり。	○ 利用状況の分析が容易で、デマンドバスの運行改善策や利用促進策に繋げやすい。
③予約不成立件数の削減	× 個人情報を登録する必要がないため、無断キャンセル数が多くなる傾向がある。	○ 個人情報を登録する必要があるため、無断キャンセルが心理的にしにくい。

※利用者登録制の導入についても、本庄市交通政策協議会においてご議論いただく予定です。

本庄市A I デマンドバスシステム導入支援業務 仕様書（案）

1 委託業務名

本庄市A I デマンドバスシステム導入支援業務

2 基本条件

- (1) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (2) 委託内容 A I デマンドバスシステムの構築及び運用に係る一式

※令和7年4月1日以降は、受託者と市が指定する運行事業者との間でシステム等の利用に関し、契約することを想定している。

3 業務対象地域

対象地域は、本庄市全域とする。

※詳細は、別添1を参照のこと。

4 業務目的

公共交通のマスタープランとなる「本庄市地域公共交通計画」に基づき、「デマンドバスの予約システムの改善」等のデマンドバスの見直しに取り組むものである。当該業務は、A I を活用したデマンドバスシステムを導入し、利便性向上に繋げることを目的とする。

5 業務内容

(1) 運行内容

ア 運行区域

業務対象地域及び別添1「運行エリアの範囲」のとおり

イ 乗降場所

アで指定するエリアにおいて400か所程度

(2) 業務内容

ア 設計・協議

(ア) 発注者と綿密な打ち合わせを行い、使用者に配慮した設計とすること。

(イ) 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと。

イ 構築業務

(ア) A I デマンドバス配車に係る、本書に示す要求水準に沿ったシステムを構築し、各調整、マスタリングを行うこと。

ウ 利用方法の説明・指導

(ア) 発注者担当者への説明・指導

(イ) 運行事業者への説明・指導

(ウ) 住民説明会における説明・指導に係る相談・支援

エ 保守・運用

(ア) 運行時間帯及び発注者の就業時間内（平日8:30～17:15まで）は発注者及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問合せの受付を行うこと。ただし、緊急時においては、この限りではない。

(イ) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状

況について、復旧までの間、発注者に随時報告すること。また、その際の代替運用を準備しておくこと。

(3) システム概要

ア デマンド配車システムは、効率的な運行ルートを作成、運行をサポートする目的で、以下(5)で定める要件を満たす「デマンド配車システム」、「ユーザーアプリ(LINEミニアプリ含む)」、「ドライバーアプリ」、「管理者Web」の機能をクラウド型システムにて構成すること。

イ ユーザーアプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による配車受付手段も整備すること。

(4) システムの提供範囲

ア 発注者が指定するエリアにおいて、運行車両4台及び予備車両1台がデマンド運行を行う体制とする(台数の拡大にも対応できるようにしておくこと)。

イ 各車両は相乗りで運行されるものとし、発注者が指定するエリア内の乗降場所にて乗降可能とする。

ウ 車両及び車両メンテナンス、コールセンター(オペレーター含む)は、受注者が手配し、市が指定する運行事業者へ貸与するものとする。運転手は、発注者が別途運行事業者と協議の上、用意することを想定する。

エ コールセンター用に管理用パソコン又はタブレットを用意すること。また、ドライバーアプリとして使用する車載器端末等(SIMカード、その他車載器付属品含む)については、運用車両数に応じた台数を提供すること。なお、何れも貸借又は購入による調達の手法は問わないが、通信費を含む所要額を提案価格に含めること(車載器端末は、タブレットサイズを基本とする)。

(5) システムに関わる要件

ア 予約・配車・運行管理に関わる基本機能(デマンド配車システム)

(ア) 利用者からの予約(電話・アプリ・Web・LINE)を受け付け、瞬時に運行車両へ乗降車情報をリアルタイムに配信できること。

(イ) 電話で予約を受ける際に、オペレーターによる管理者Webへの手動登録ができること。

(ウ) 予約締切時間を任意に指定することができること。

(エ) 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応すること。

(オ) AIによる乗降拠点選択方式を有する配車システムであること。

(カ) 運行範囲の設定が可能であり、更に運行区域拡大に対応できること。

(キ) MaaSアプリへのAPI連携が可能であり、国内での実績を有すること。

(ク) バスロケーションシステムと連携が可能であり、国内での実績を有すること。

(ケ) 車椅子対応等の機能を保持し、国内での実績を有すること。

(コ) 交通系ICカード等のキャッシュレス決済機能を保持し、国内での実績を有すること。

(サ) 乗合人数の設定が可能であること。

イ ユーザーアプリ

(ア) 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降場所の案内ができること。

(イ) 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。

(ウ) 利用者からの予約状況は、ユーザーが指定した現在地、目的地を踏まえ、システ

ムが乗降場所を確定し、ユーザーアプリ上でも確認できること。

- (エ) ユーザーアプリは iOS と Android 双方に対応すること。
- (オ) 事前予約に対応できること。
- (カ) 詳細な地図標記とすること。
- (キ) クレジットカード決済については、国内を含む主要なカードに対応できること。
- (ク) アプリ利用初心者でも容易に利用できること。
- (ケ) その他、利用者の活用促進や利便性を高める機能を有すること。

ウ LINEミニアプリ

- (ア) 市の公式LINEから予約機能を起動できること。
- (イ) LINEミニアプリ内で登録・予約が完結すること。
- (ウ) 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降停留所の案内、車両位置情報の確認ができること。
- (エ) 乗車人数、乗降希望時間を任意に指定することができること。
- (オ) ユーザーが指定した現在地、目的地を踏まえ、システムが乗降停留所を確定し、ユーザーアプリ上でも確認できること。
- (カ) iOSとAndroid双方に対応すること。

エ ドライバーアプリ

- (ア) ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降場所及び運行ルートの表示など）。また、予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- (イ) ドライバーアプリは iOS か Android いずれかに対応すること。
- (ウ) アプリ利用初心者でも容易に利用できること。
- (エ) その他、ドライバーの利便性を高める機能を有すること。

オ 運行管理機能（管理者Web）

- (ア) 管理者Webは指定のURLにアクセスすることで利用可能とすること。
- (イ) 車両予約：管理者Webにて運行車両の予約状況を確認できること。
- (ウ) 利用者の情報：管理者Webにて利用者情報を登録、修正、削除できること。
- (エ) 利用者予約：管理者Webにて利用者の予約状況を把握が可能で、予約情報を登録、修正、削除できること。
- (オ) 車両管理：管理者Webにて運行する車両を登録、修正、削除が可能で、運行により取得する乗降データを出力できること。
- (カ) 運行管理：異常発生時に管理者Webにて新規の予約受付停止が可能で、過去の運行記録についても確認ができること。
- (キ) 運行実績：利用実績（日別・時間帯別等）を随時確認が可能で、利用実績（1件明細の乗降履歴・日別・時間帯別等）をCSV等のファイル形式でダウンロードすることができること。

(6) 事業支援業務

ア 業務進捗管理

発注者と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。

イ 地域合意形成に向けた支援

地域住民や地元交通事業者、関係各所（運輸支局等）への説明・協議に当たり、委託業務範囲（例：システムの使用方法や仕組み、予約方法等）に係る資料の準備や説明事項

の整理に関し、相談・支援を行うこと。

ウ 交通事業者による運行体制構築に向けた支援

運行業務を担う交通事業者への業務委託において、業務委託の内容の準備等に関し、相談・支援を行う（乗務員へのレクチャー等の支援含む）。

エ 利用促進に向けた支援

利用者登録支援に向けたチラシ作成や、プレスリリース、住民説明会の実施に当たり、委託業務範囲に係る企画立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。

カ 有人電話受付予約センターの設置

(ア) 将来の利用者拡大を見据え、1日当たり約160人の電話受付を想定し、対応できる体制の構築・運営を行うこと。

(イ) 毎日午前8時から午後6時まで電話を受け付けること。

キ 運行車両の手配

運行車両4台及び予備車両1台については、受託者又は受託者が指定する車両リース事業者が手配し、外装ラッピング（フルラッピング）を行うこと。履行期間中は、市が指定する運行事業者に貸与するものとする。なお、受託者又は受託者が指定する車両リース事業者が手配する車両の仕様については、本庄市交通政策協議会が指定する車両とする。ただし、運行車両4台及び予備車両1台の車両リース及び外装ラッピング（フルラッピング）の費用は、提案価格に含めないこと。別途、運行経費に係る補助として、市が負担することを想定する。

ク 利用者登録

利用者登録について受付を行うこと。ただし、観光など一時利用者を対象とした簡易な登録を可能とすること。

(7) 打合せ協議

業務に当たり、本庄市交通政策協議会事務局担当職員との間で適時に十分な打合せを行うとともに、事務局は業務期間中いつでも各種作業の進捗状況の報告を求められるものとする。また、定期的な打合せ会議を行うこととする。

5 成果物

本業務の成果物は、完了時に以下のとおり納品し、成果物の権利は、発注者に帰属する。なお、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果品の公表をしてはならない。

- ・プロジェクト計画書
- ・サービス説明書
- ・サービス利用規約
- ・システム設定書
- ・保守・運用体制
- ・ユーザーアプリマニュアル
- ・ドライバーアプリマニュアル
- ・管理者Webマニュアル
- ・乗降場所に関する地図
- ・業務報告書一式
- ・上記全成果品の電子データ（ワード・エクセル版、PDF版）

※その他委託作業により作成した資料一式については、その都度納品すること

6 成果物提出先

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号（本庄市都市整備部都市計画課内）
本庄市交通政策協議会事務局

7 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から受注者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、滅失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料やデータを外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、「本庄市個人情報の保護に関する法律施行条例」を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等の抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(6) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願いを提出するものとする。

(7) 委託料の支払い

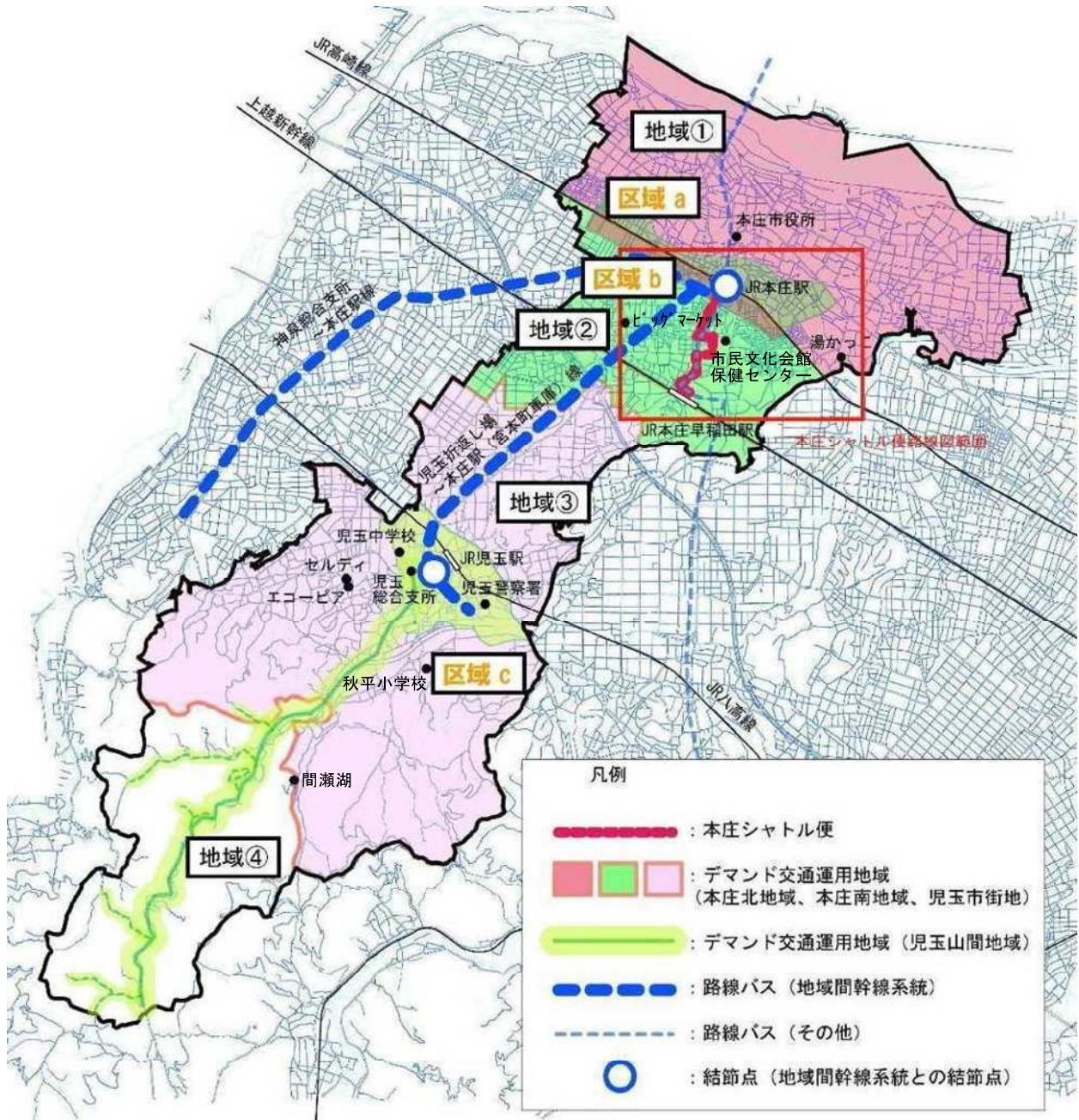
委託料の支払いは、委託業務完了後一括払いとする。（国及び県の補助事業の完了確定後となる。）

(8) その他

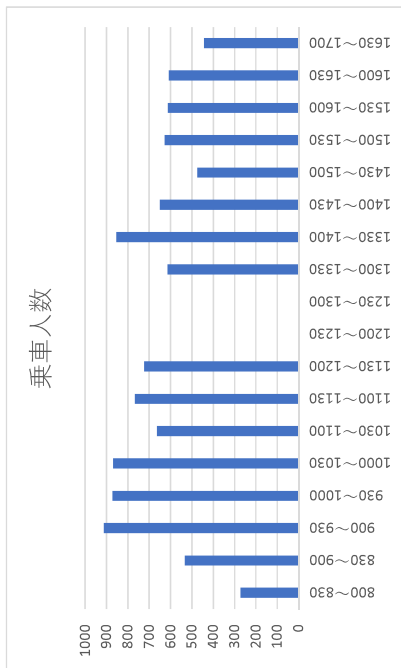
本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。

別添1「運行エリアの範囲」

※地域①②を「本庄地域」、地域③④を「児玉地域」とし、現行の4エリアを2エリアとする。



令和4年度 時間帯別乗車人数



※デマンドバス利用者の利用目的（「本庄市地域公共交通計画」デマンドバス利用者意識調査より抜粋）

1位 通院・見舞い 参考：本庄総合病院 診察時間 平日：9時～12時、14時～17時 土曜：9時～12時

2位 買物

3位 手続（市役所や銀行等） 参考：本庄市役所 開庁時間 平日：8時30分～17時15分、埼玉りそな銀行本庄支店 窓口営業時間 平日：9時～17時

4位 趣味・習い事 参考：スウイン本庄スイミングスクール 平日週1回コース 15：30～16：30、16：30～17：30、17：30～18：30

※平日の運行を18時までにするにより、午後の通院や市役所・銀行での手続、子どもの習い事の送迎への利用拡大が期待できる。

本庄市デマンド交通等運行事業実施仕様書（案）
（本庄シャトルバス運行時業）

本仕様書は、本庄市デマンド交通等運行事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 事業名

本庄市シャトルバス運行事業

2 目的

本庄市の将来都市構造において拠点となる「本庄駅周辺」と「本庄早稲田駅周辺」を結ぶ「拠点連携軸」として、本庄駅、本庄早稲田駅間を結ぶ本庄シャトルバスを運行することを目的とする。

3 事業概要

(1) 運行形態

道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、路線を定め、時刻表に基づいて運行する自動車による乗合旅客の運送（路線定期運行）とする。

(2) 運行日

ア 毎日

イ 気象状況等により安全な運行が確保できないと見込まれるときは、運行事業者の判断により運休とすることができる。この場合、運行事業者は、遅滞なく本庄市に報告する。

(3) 運行路線

J R 高崎線本庄駅南口駅前広場に設置するバス停と J R 上越・北陸新幹線本庄早稲田駅北口駅前広場に設置するバス停間を往復する路線とし、経路は本庄市交通政策協議会が別途定め、経路上のバス停は、運行事業者と本庄市が協議し、決定する。なお、バス停は、本庄市が設置する。

(4) 運行時間

午前9時から午後7時までとする。なお、時刻表は、運行事業者と本庄市が協議し、決定することとし、利用状況を確認しながら、利便性の向上に向けた定期的な見直しを行う。

(5) 運行車両

ア 事業に使用する車両（以下「常用車両」という。）及び常用車両が事故等で使用できない時に運行する車両（以下「予備車両」という。）は、本庄市交通政策協議会が指定するワゴン車両とする。

イ 運行事業者は、車両リース会社とリース契約を締結する、または、車両を取得することで、常用車両及び予備車両を使用する。

ウ 常用車両及び予備車両は、下記の保険に加入するものとし、加入手続及び保険料の支払いは、運行事業者が行う。

対人賠償	無制限
------	-----

対物賠償	無制限
人身傷害	3,000 万円以上

エ 運行事業者は、常用車両及び予備車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応する。

オ 運行に当たっては、本庄シャトルバスであることが分かるように外装ラッピング（フルラッピング）をするものとする。

(6) 乗継券

ア 運行事業者は、本庄市交通政策協議会が別途定める乗継券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、デマンドバスの運行事業者及び本庄市と協議し、決定する。

イ 運行事業者は、本庄市交通政策協議会が別途定める利用者に対して、乗継券を交付する。

ウ 運行事業者は、利用者がデマンドバス等で交付された乗継券等を提示した際には、記載事項を確認の上、不備がなければ受領し、本庄市交通政策協議会が別途定める割引等を運賃に反映させる。

(7) 回数乗車券

ア 運行事業者は、本庄市交通政策協議会が別途定める回数乗車券を作成する。なお、作成方法、サイズ等詳細な事項は、デマンドバスの運行事業者及び本庄市と協議し、決定する。

イ 運行事業者は、回数乗車券を販売する。なお、販売方法等詳細な事項は、デマンドバスの運行事業者及び本庄市と協議し、決定する。

(8) 運賃（利用料金）

ア 運賃は、本庄市交通政策協議会が別途定める。なお、運賃の支払いは、現金、回数乗車券及び交通系 IC カード等のキャッシュレス決済とし、車内に料金箱及び車載決済端末を設置する。

イ 料金箱及び車載決済端末の設置場所、サイズ等詳細な事項は、運行事業者と本庄市が協議し、決定する。

ウ 運賃は、決済手数料を差し引き全額、運行事業者の収入とする。

エ 運行事業者は、運賃等の収受に対し、釣銭の準備をする。

(9) 運送対象者（利用者）

ア 運送対象者は、原則として一人で乗り降り可能な方（介護者が同乗する場合はこの限りでない。）とする。

イ 次に該当する場合は、原則として利用できないものとし、利用を拒否できるものとする。

(ア) ペットを同乗させる場合

(イ) 他の利用者に危害が及ぶおそれがあると判断できる場合

(ウ) その他適正な運行を妨げるおそれがあると判断できる場合

4 事業内容

- (1) 運行に関すること
運行事業者は、時刻表に基づき、円滑な運行を実施する。
- (2) 車内掲示に関すること
運行事業者は、運行する車両の中に、路線図、運賃等の運行に係る情報を掲示する。
- (3) 実施報告に関すること
 - ア 運行事業者は、道路運送法施行規則第51条の18第2項に基づく日報を月ごとに集計した報告書（月報）を翌月5日（5日が休日である場合は、休日後最初の本庄市の開庁日）までに、本庄市に提出する。
 - イ 運行事業者は、本庄市から事業に関する資料等の提供の要求があった場合は、速やかに提出する。
- (4) 事業責任者の選任に関すること
 - ア 運行事業者は、事業の責任者として、事業責任者を配置する。
 - イ 事業責任者は、本庄市との連絡調整を行い、事業を円滑に実施できるよう対応する。
- (5) 地域特性の把握
運行事業者は、より安全・円滑に事業を実施できるように、運行区域の道路状況や地理的特性を把握する。
- (6) 運行事業の推進に関すること
運行事業者は、事業の趣旨を理解し、本事業を積極的に推進する。

5 補助金

本庄市は、運行実績（運行事業者の運行経費から運賃収入等の収入を差し引いた額）に応じて、別途定める補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

6 一般的注意事項

- (1) 公共交通の意識
運行事業者は、事業を実施するに当たり、公共交通の一つを担うという意識を持ち、利用者の立場にたった対応を心がける。
- (2) 関係法令の遵守
運行事業者は、事業を実施するに当たり、道路運送法・道路運送法施行令・道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守する。
- (3) 信義誠実の義務
運行事業者は、信義を重んじて誠実に事業の実施に取り組む。
- (4) 個人情報の保護等
運行事業者は、事業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。なお、このことは、事業が終了した後においても同様とする。
- (5) 貸与物品の取扱い
運行事業者は、本庄市から借用して使用する物品等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、き損・滅失等をした場合、その原因が運行事業者の故意又は過失に

よるときは、その修理等に係る費用は運行事業者が負担する。

(6) 事業従事者への指導教育

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、本庄シャトルバスの運行に支障を来たさないよう万全を期する。

(7) 事故の防止

運行事業者は、事業を実施するに当たり、安全管理を徹底するとともに事故を未然に防止するよう最大限努める。

(8) 事故等の報告

運行事業者は、事業を実施するに当たり、事故が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに本庄市に報告する。

(9) 賠償責任

運行事業者は、事業の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、一切の責任を負う。ただし、運行事業者の責によらないものは、この限りではない。

(10) 苦情等への対応

運行事業者は、本庄シャトルバス利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに苦情の処理について苦情等処理報告書を作成し、定期的に本庄市へ提出する。

7 数値目標の達成に向けた取組

(1) 利用者数

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和3年度）の利用者数に年間の伸び率1%を乗じた値を目標値として設定し、数値目標の達成に向けた取組を企画し、毎年度、本庄市へ提出する。

(2) 満足度

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和3年度）の満足度で「やや不満・不満」と回答した者の割合が、「満足・やや満足」へ転換するよう、数値目標の達成に向けた取組を企画し、毎年度、本庄市へ提出する。

(3) 収支率

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和3年度）の収支率が現状値以上となるよう、数値目標の達成に向けた取組を企画し、毎年度、本庄市へ提出する。

(4) 認知度

運行事業者は、本庄市地域公共交通計画に定める数値目標の達成に向け、現状値（令和3年度）の認知度で「知らない」と回答した者の割合が、「知っている」へ転換するよう、数値目標の達成に向けた取組を企画し、毎年度、本庄市へ提出する。

8 その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本庄市と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。